

(平成24年3月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係

2 件

旭川国民年金 事案634

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年4月までの期間及び同年5月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年4月まで
② 昭和40年5月から47年3月まで

昭和36年4月から40年4月までの国民年金保険料は、夫が勤めていたA株式会社B支店に国民年金手帳を預け、会社が保険料の納付手続きを行い、納付してくれていた。

昭和40年5月にC町へ転居してからの国民年金保険料は、自宅に集金に来る人に納付していた。

これ以外のことは思い出せず、説明できる資料の保存も無いが、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人の所持する国民年金手帳の発行日が昭和48年6月23日であること、並びに申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得年月日及び国民年金保険料の納付開始日から、同年4月から同年6月までの間と推認でき、その時点では、申立期間①の全ての期間及び申立期間②の大部分の期間の保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間①については、申立人の夫の勤めていたA株式会社B支店で国民年金保険料を納付してくれていたこと、申立期間②については、C町で自宅に保険料の集金に来ていた人に納付していたことを主張しているが、同支店の総務を担当する同社D支店では当時の資料が残っておらず不明であるとしており、C町では集金制度はあったものの詳細

が不明であるとしていることから、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は確認できない。

さらに、申立人の夫は既に亡くなっていることから、申立人の申立期間①における国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況について確認することができない上、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から15年3月までの期間及び同年11月から17年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年4月から15年3月まで
② 平成15年11月から17年3月まで

私の申立期間は、国民年金の学生納付特例期間であったが、後から納付するのは大変なので、学生納付特例期間が終わった翌月である平成17年4月から、当時の国民年金保険料と追納保険料を一緒に毎月2か月分ずつ納付していた。

申立期間の国民年金保険料は、A市役所が作成した普通の納付書で納付したと思うので、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成17年4月から、A市が作成した納付書で現年度分の国民年金保険料と学生納付特例期間の追納保険料を一緒に毎月2か月分ずつ納付していたと主張している。

しかしながら、申立人が国民年金保険料の追納を開始したとする時期は、保険料の収納事務が市町村から国に一元化された平成14年4月以降であり、現年度保険料、過年度保険料及び追納保険料の全ての納付書を市町村で作成することができないことから、A市が追納保険料に係る納付書を作成したとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、オンライン記録から、申立人の平成17年6月から19年8月まで（厚生年金保険被保険者期間である平成18年12月から19年4月までの期間及び口座振替が再開される直前の同年5月を除く）の国民年金保険料は口座振替により納付していることが確認できるものの、国民年金の追納保険料は口座振替により納付することができないことから、申立人の主張する

納付方法と異なっている上、申立人が申立期間の保険料を長期にわたり継続して追納していながら、全ての追納記録が欠落したとは考え難い。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を追納していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。